

PWM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2021 年 3 月

2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、取引約款・規定集を改定いたします。

(下線部分が改定箇所となります。)

(新)	(旧)
お客様に知っていただきたい主な<u>金融商品取引</u>ルール (新) お客様に知っていただきたい主な<u>証券取引</u>ルール (旧)	
1. 適合性原則の遵守義務 <u>金融商品取引業者</u>は、お客様の知識・投資経験・財産の状況・投資目的等を勘案し、その意向や実情に適合した<u>勧誘</u>を行う義務があります。 2. 目論見書の交付義務と重要事項の説明義務 <u>金融商品取引業者</u>は<u>有価証券</u>を販売するにあたり、お客様にあらかじめ目論見書を交付する義務があります。また、<u>法令等</u>に基づく重要事項の説明義務がありますので金融商品をご購入の際は、リスク・コスト等の説明を受けてください。 3.～4. (現行どおり) 5. <u>損益共通の約束による勧誘等の禁止</u> <u>金融商品取引業者</u>の役職員は、<u>有価証券</u>の売買等について、<u>お客様と損益を共にすることを約束して勧誘し又は実行することは禁止されています。</u> 6. 断定的判断の提供による勧誘の禁止 <u>金融商品取引業者</u>の役職員は、結果的に的中するか否かに関係なく、<u>金融商品の価格等の不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることをお客様に告げて勧誘することは禁止されています。</u> 7. (現行どおり) 8. 事後承諾取引の禁止 お客様の事前の同意を得ずに、<u>有価証券</u>の売買等を行うことは結果的にお客様に利益をもたらしたとしても、禁止されています。ただし、累積投資契約を締結して毎月一定額を購入する定時定額取引や分	1. 適合性原則の遵守義務 <u>証券会社</u>は、お客様の知識・投資経験・財産の状況・投資目的等を勘案し、その意向や実情に適合した<u>取引</u>を行う義務があります。 2. 目論見書の交付義務と重要事項の説明義務 <u>証券会社</u>は<u>投資信託</u>を販売するにあたり、お客様にあらかじめ目論見書を交付する義務があります。また、<u>金融商品販売法等</u>に基づく重要事項説明義務がありますので金融商品をご購入の際は、リスク・コスト等の説明を受けてください。 3.～4. (省略) 5. <u>お客様との共同投資の禁止</u> <u>証券会社</u>の役職員は、お客様と損益を<u>折半すること</u>を<u>約束すること、及び実行することは禁止されています。</u> 6. 断定的判断の提供による勧誘の禁止 結果的に的中するか否かに関係なく、<u>投資信託の将来の価格について断定するような表現をして、お客様の投資を勧誘することは禁止されています。</u> 7. (省略) 8. 事後承諾取引の禁止 お客様の事前の同意を得ずに、<u>投資信託</u>の売買等を行うことは結果的にお客様に利益をもたらしたとしても、禁止されています。ただし、累積投資契約を締結して毎月一定額を購入する定時定額取引や分

(新)	(旧)
配金の再投資をすることは<u>事前</u>にお客様の同意を得て行う取引として、無断売買には該当しないものとなっています。 9. (現行どおり) 10. 損失補てん、利益提供の禁止 お客様が<u>有価証券売買取引等に伴い被った損失</u>に対して補てんすることや利益提供することは禁止されています。ただし、<u>金融商品取引業者の責に帰すべき事由により発生したお客様の損失</u>については、法定の証券事故手続きにより、当局の承認を得た後に損失補てんすることとなります。	配金の再投資をすることは<u>あらかじめお客様のご同意</u>を得て行う取引として、無断売買には該当しないものとなっています。 9. (省略) 10. 損失補てん、利益提供の禁止 お客様が<u>証券取引上被った損失</u>に対して補てんすることや利益提供することは禁止されています。ただし、<u>証券会社側の責により発生したお客様の損失</u>については、法定の証券事故手続きにより、当局の承認を得た後に損失補てんすることとなります。
お客様に知っていただきたい取引上の留意点	
1. <u>金融商品取引</u>には、クーリングオフ制度がなく(<u>金融商品取引法施行令第16条の3第1項に定める取引を除きます</u>)、お客様のご購入またはご解約のお申込みひとつひとつが、ご契約となりますのでお取消ができません。お間違いのないよう十分ご確認のうえ、お申込みください。 2. (現行どおり) 3. 当社は、口座管理料として年間 <u>5,500 円(税込)</u> をいただいております。(ただし、預金口座振替によるお支払の場合は <u>4,400 円(税込)</u> となります。なお、お客様の取引及び残高が当社の定める基準を満たす場合は口座管理料を免除する場合があります。) 4.～9. (現行どおり)	1. <u>証券取引</u>には、クーリングオフ制度がなく、お客様のご購入またはご解約のお申込みひとつひとつが、ご契約となりますのでお取消ができません。お間違いのないよう十分ご確認のうえ、お申込みください。 2. (省略) 3. 当社は、口座管理料として年間 <u>5,000 円(別途消費税)</u> をいただいております。(ただし、預金口座振替によるお支払の場合は <u>4,000 円(別途消費税)</u> となります。なお、お客様の取引及び残高が当社の定める基準を満たす場合は口座管理料を免除する場合があります。) 4.～9. (省略)
重要事項のご説明について	
(現行どおり) 1. 国内株式中心に投資する投資信託 主に国内株式を投資対象としています。組入れた株式の株価の下落や、組入れた株式の発行会社の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 2. 外国株式中心に投資する投資信託	(省略) 1. 国内株式中心に投資する投資信託 主に国内株式を投資対象としています。組入れた株式の株価の下落や、組入れた株式の発行会社の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準価格が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 2. 外国株式中心に投資する投資信託

(新)	(旧)
主に外国株式を投資対象としていますので、上記1に加え、為替の変動により、投資信託の基準<u>価額</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 3. 国内債券中心に投資する投資信託（外貨建て資産や株式等には投資しないもの） 主に国内債券（円貨建て）を投資対象とします。金利変動等による組入れた債券の価格下落や、組入れた債券の発行体の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準<u>価額</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 4. 外貨建て債券中心に投資する投資信託（株式等には投資しないもの） 主に外貨建て債券を投資対象としていますので、上記3に加え、為替の変動により、投資信託の基準<u>価額</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 5. 国内外（円貨建て/外貨建て）の株式、債券中心に投資する投資信託 主に国内外の株式や債券を投資対象としています。上記1から4により投資元本を割り込むことがあります。 *なお、上記1から5全てについて一部転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります、その場合は、組入れた転換社債型新株予約権付社債の転換対象株式の株価下落や、金利変動等による組入れた転換社債型新株予約権付社債の価格下落及びその発行体の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準<u>価額</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 6. 金融派生商品（デリバティブ）中心に投資する投資信託 金融派生商品を投資対象としています。金融派生商品固有の要因や投資信託の投資方針固有の事由により、投資信託の基準<u>価額</u>が下落し、投資元本を割	主に外国株式を投資対象としていますので、上記1に加え、為替の変動により、投資信託の基準<u>価格</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 3. 国内債券中心に投資する投資信託（外貨建て資産や株式等には投資しないもの） 主に国内債券（円貨建て）を投資対象とします。金利変動等による組入れた債券の価格下落や、組入れた債券の発行体の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準<u>価格</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 4. 外貨建て債券中心に投資する投資信託（株式等には投資しないもの） 主に外貨建て債券を投資対象としていますので、上記3に加え、為替の変動により、投資信託の基準<u>価格</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 5. 国内外（円貨建て/外貨建て）の株式、債券中心に投資する投資信託 主に国内外の株式や債券を投資対象としています。上記1から4により投資元本を割り込むことがあります。 *なお、上記1から5全てについて一部転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります、その場合は、組入れた転換社債型新株予約権付社債の転換対象株式の株価下落や、金利変動等による組入れた転換社債型新株予約権付社債の価格下落及びその発行体の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の変化等の影響により、投資信託の基準<u>価格</u>が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 6. 金融派生商品（デリバティブ）中心に投資する投資信託 金融派生商品を投資対象としています。金融派生商品固有の要因や投資信託の投資方針固有の事由により、投資信託の基準<u>価格</u>が下落し、投資元本を割

(新)	(旧)
り込むことがあります。 7. (現行どおり)	り込むことがあります。 7. (省略)
勧誘方針	
PWM 日本証券株式会社（以下「<u>弊社</u>」といいます。）は、<u>弊社社員</u>及び IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて、投資信託等による長期分散投資を投資者の皆様にお勧めすることを業務の中心とした資産管理型証券会社です。 1. 勧誘対象者の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして配慮すべき事項 (1)<u>弊社</u>は、お客様の利益を常に考え、お客様の知識、経験、<u>財産の状況及び投資目的</u>に照らして必要かつ適切なアドバイスをお客様の立場に立って行い、お客様のニーズに合った商品（投資信託等）をお勧めいたします。 (2)<u>弊社</u>は、お客様の投資資金、投資経験、投資目的に応じた適切な投資勧誘を行います。 (3)<u>弊社</u>は、金融商品をお勧めする際、お客様の知識、経験等に応じて商品内容やリスク、取引にかかる費用等の適切な説明を行います。 2. 勧誘方法及び時間帯に関し配慮すべき事項 (1)<u>弊社</u>は、お客様から信頼され、また信頼され続けることを第一義に、法令・諸規則を遵守し、投資者第一主義の投資勧誘を行います。 (2)<u>弊社</u>は、常にお客様への情報公開と説明責任を十分果たすように心がけています。 (3)<u>弊社</u>は、お客様にご迷惑な時間帯での電話や訪問による勧誘は行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、担当者にその旨お申しつけください。 (4)<u>弊社</u>は、ホームページの内容について、法務・コンプライアンス部が事前にチェックしており、適切な表示が行われるようにしています。 3. 投資勧誘の適正確保に関する事項 (1)<u>弊社</u>では、不適切な勧誘が行われないように十分社内研修を行っていますが、お客様ご自身でもチ	PWM 日本証券株式会社（以下<u>当社</u>といいます。）は、<u>当社社員</u>及び IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて、投資信託等による長期分散投資を投資者の皆様にお勧めすることを業務の中心とした資産管理型証券会社です。 1. 勧誘対象者の知識、経験、財産及び投資目的の状況に照らして配慮すべき事項 (1)<u>当社</u>は、お客様の利益を常に考え、お客様の知識、経験<u>及び財産の状況、投資目的</u>に照らして必要かつ適切なアドバイスをお客様の立場に立って行い、お客様のニーズに合った商品（投資信託等）をお勧めいたします。 (2)<u>当社</u>は、お客様の投資資金、投資経験、投資目的に応じた適切な投資勧誘を行います。 (3)<u>当社</u>は、金融商品をお勧めする際、お客様の知識、経験等に応じて商品内容やリスク、取引にかかる費用等の適切な説明を行います。 2. 勧誘方法及び時間帯に関し配慮すべき事項 (1)<u>当社</u>は、お客様から信頼され、また信頼され続けることを第一義に、法令・諸規則を遵守し、投資者第一主義の投資勧誘を行います。 (2)<u>当社</u>は、常にお客様への情報公開と説明責任を十分果たすように心がけています。 (3)<u>当社</u>は、お客様にご迷惑な時間帯での電話や訪問による勧誘は行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、担当者にその旨お申しつけください。 (4)<u>当社</u>は、ホームページの内容について、法務・コンプライアンス部が事前にチェックしており、適切な表示が行われるようにしています。 3. 投資勧誘の適正確保に関する事項 (1)<u>当社</u>では、不適切な勧誘が行われないように十分社内研修を行っていますが、お客様ご自身でもチ

(新)	(旧)
チェックできるように、お客様にあらかじめ主なルールをお知らせいたします。 (2)お客様のご判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に<u>努めています</u>。 (3) (現行どおり) (4)<u>弊社</u>とのお取引に関して、ご不審な点等ございましたら下記までご連絡ください。 お問合せ先 <u>弊社</u>：法務・コンプライアンス部 一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03-3561-4104 以上	チェックできるように、お客様にあらかじめ主なルールをお知らせいたします。 (2)お客様のご判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に<u>つとめています</u>。 (3) (省略) (4)<u>当社</u>とのお取引に関して、ご不審な点等ございましたら下記までご連絡ください。 お問合せ先 <u>当社</u>：法務・コンプライアンス部 03-3561-4104 以上
個人情報保護方針	
<u>弊社</u>は、<u>弊社役職員、IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）及び業務委託先を通じて</u>、最適な投資プロセスを提供することによりお客様の資産管理を支援し、またこの投資プロセスを広く日本に普及させ、国民の皆様の資産形成に貢献してまいりたいと考えております。<u>弊社</u>は、こうしたサービスの提供に必要不可欠であるお客様の個人情報を、適切に保護・管理することは<u>弊社の社会的責任</u>と考えております。 <u>弊社</u>では、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、ここに「個人情報保護方針」を定め、<u>弊社役職員、IFA 及び業務委託先の全てが、この「個人情報保護方針」を理解し、個人情報保護の取組みを継続的に続けてまいります。</u> 個人情報保護宣言 <u>1 関係法令等の遵守</u>	<u>当社</u>は、<u>当社社員及び IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて</u>、最適な投資プロセスを提供することによりお客様の資産管理を支援し、またこの投資プロセスを広く日本に普及させ、国民の皆様の資産形成に貢献してまいりたいと考えております。<u>当社</u>は、こうしたサービスの提供に必要不可欠であるお客様の個人情報を、適切に保護・管理することは<u>当社の社会的責任</u>と考えております。 <u>当社</u>では、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、ここに「個人情報保護方針」を定め、<u>当社役職員、IFA 及び業務委託先の全てが、この「個人情報保護方針」を理解し、個人情報保護の取組みを継続的に続けてまいります。</u> 以上 個人情報保護宣言 <u>【関係法令等の遵守】</u>

(新)	(旧)
弊社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、監督当局のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守します。 2 利用目的 弊社は、ご本人の同意を得た場合及び法令等に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ<u>個人情報等</u>を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ<u>取り扱</u>います。なお、利用目的については、「個人情報等の利用目的について」に記載のとおりです。 3 正確性の確保 弊社は、個人情報等を法令に則って適正に取得し、当該内容について、正確・最新となるよう努めます。 4 安全管理措置 弊社は、個人情報等の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、<u>弊社</u>役職員、IFA 及び業務委託先の適切な監督を行います。 5 弊社役職員、IFA 及び業務委託先教育の強化 弊社は、個人情報等の流出、不正利用などを防止するために、<u>弊社</u>役職員、IFA 及び業務委託先への教育を徹底します。 6 第三者への開示・提供 弊社は、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に定める場合を除き、ご本人の同意を得ずに行いません。 7 開示等ご請求手続き 弊社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示・訂正・利用停止等の<u>お申し出</u>があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。なお、個人番号の保有の有無について開示の<u>お申し出</u>があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。	当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、監督当局のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守します。 【利用目的】 当社は、ご本人の同意を得た場合及び法令等に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ<u>個人情報</u>を取扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ<u>取扱</u>います。なお、利用目的については、「個人情報等の利用目的について」に記載のとおりです。 【正確性の確保】 当社は、個人情報等を法令に則って適正に取得し、当該内容について、正確・最新となるよう努めます。 【安全管理措置】 当社は、個人情報等の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、<u>当社</u>役職員、IFA 及び業務委託先の適切な監督を行います。 【当社役職員、IFA 及び業務委託先教育の強化】 当社は、個人情報等の流出、不正利用などを防止するために、<u>当社</u>役職員、IFA 及び業務委託先への教育を徹底します。 【第三者への開示・提供】 当社は、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に定める場合を除き、ご本人の同意を得ずに行いません。 【開示等ご請求手続き】 当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示・訂正・利用停止等の<u>お申し出</u>があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。なお、個人番号の保有の有無について開示の<u>お申し出</u>があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

(新)	(旧)
また、窓口を設置し個人情報等の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。 8 継続的改善 <u>弊社</u>は、個人情報等の適正な取扱いを図るため、個人情報保護方針を適宜見直し、継続的な改善に努めます。 以上	また、窓口を設置し個人情報等の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。 【継続的改善】 <u>当社</u>は、個人情報等の適正な取扱いを図るため、個人情報保護方針を適宜見直し、継続的な改善に努めます。 以上
<u>個人情報等の利用目的について</u> <u>弊社</u>は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を<u>取り扱います</u>。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を<u>取り扱う</u>ことはしません。また、<u>弊社</u>は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報等の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知し、又は公表します。 ＜事業内容＞ 1 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の売買の媒介業務）及びこれらに付随する業務 2 確定拠出年金法第2条第7項に規定する確定拠出年金運営管理業等、<u>法令</u>により<u>金融商品取引業者</u>が営むことができる業務及びこれらに付随する業務 3 その他、金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（法令等の改正により、今後取扱いが認められる業務を含む） ＜利用目的＞ 1 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・<u>運用</u>及びそれらに関するサービスのご案内・ご提供を行うため 2 <u>弊社</u>又は関連会社、提携会社の有価証券・金融商品等の勧誘・販売・売買及びサービスのご案内・ご提供を行うため	<u>個人情報の利用目的について</u> ■ 個人情報の利用目的 <u>当社</u>は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を<u>取扱います</u>。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を<u>取扱う</u>ことはしません。また、<u>当社</u>は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報等の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知し、又は公表します。 ■ 事業内容 1 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の売買の媒介業務）及びこれらに付随する業務 2 確定拠出年金法第2条第7項に規定する確定拠出年金運営管理業等、<u>法律</u>により<u>証券会社</u>が営むことができる業務及びこれらに付随する業務 3 その他、金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（法令等の改正により、今後取扱いが認められる業務を含む） ■ 利用目的 1 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売及びそれらに関するサービスのご案内・ご提供を行うため 2 <u>当社</u>又は関連会社、提携会社の有価証券・金融商品等の勧誘・販売・売買及びサービスのご案内・ご提供を行うため

(新)	(旧)
3 (現行どおり)	3 (省略)
4 (現行どおり)	4 (省略)
5 適合性の原則等に照らし合わせて、有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・売買、サービスの <u>ご案内</u> ・ <u>ご提供</u> の妥当性を判断するため	5 適合性の原則等に照らし合わせて、有価証券・金融商品・金融取引、その他の取扱商品の勧誘・販売・売買、サービスの <u>案内</u> ・ <u>提供</u> の妥当性を判断するため
6 お客様ご本人であること、又はお客様ご本人の代理人であることを確認するため	6 お客様ご本人であること又はお客様ご本人の代理人であることを確認するため
7 (現行どおり)	7 (省略)
8 (現行どおり)	8 (省略)
9 (現行どおり)	9 (省略)
10 (現行どおり)	10 (省略)
11 (現行どおり)	11 (省略)
12 (現行どおり)	12 (省略)
13 <u>弊社</u> の経営管理・内部管理を行うため	13 <u>当社</u> の経営管理・内部管理を行うため
14 前各号の <u>個人情報等</u> の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務・ <u>顧客情報登録事務</u> 」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用するため	14 前各号の <u>個人情報</u> の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務・ <u>個人情報登録事務</u> 」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用するため
以上	以上
<u>個人情報等に関するお問合せ・ご相談</u>	<u>個人情報に関するお問合せ・ご相談</u>
保有個人データの開示等の求めに応じる手続き <u>＜概要＞</u>	保有個人データの開示等の求めに応じる手続き <u>（概要）</u>
1 開示等をお求めの際の <u>お申込み</u> 窓口： <u>弊社</u> の証券業務部	1 開示等をお求めの際の <u>お申込</u> 窓口： <u>当社</u> の証券業務部
2 開示等のお求めに際してご提出いただく書面： <u>弊社</u> 所定の「 <u>個人情報等</u> 開示等の申込書」をご提出いただきます。この申込書は本店に備え置かれており、ホームページからも印刷できます。	2 開示等のお求めに際してご提出いただく書面： <u>当社</u> 所定の「 <u>個人情報</u> 開示等の申込書」をご提出いただきます。この申込書は本店に備え置かれており、ホームページからも印刷できます。
3 開示等のお求めをいただく際に、お客様がご本人又は代理人であることを確認する方法： <u>弊社</u> 所定のご本人の確認書類をご提出いただきます。	3 開示等のお求めをいただく際に、お客様がご本人又は代理人であることを確認する方法： <u>当社</u> 所定のご本人の確認書類をご提出いただきます。
4 手数料とその徴収方法：利用目的の通知 <u>及び</u> 開示のお求めについては、1回につき <u>1,100 円（税込）</u>	4 手数料とその徴収方法：利用目的の通知 <u>及び</u> 開示のお求めについては、1回につき <u>1,000 円（別途消</u>

(新)	(旧)
の手数料を徴収させていただきます。 お支払いいただけない場合、開示のお求めに応じられない場合がございます。ご了承ください。 個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口 個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等につきましては、<u>以下にて承ります</u>。 <弊社> 個人情報等の取扱いに関する苦情・相談窓口 法務・コンプライアンス部 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 <u>14-1</u> 兼松ビルディング 9階 <u>一般電話からの場合</u> 0120-193-261 <u>携帯電話からの場合</u> 03-3561-4104 受付時間：平日 9：00～18：00（除く土日祝日、年末年始） ※ Eメールによる受付：privacy@pwm.co.jp <認定個人情報保護団体> 弊社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 苦情・相談窓口 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 03-6665-6784 <u>(https://www.jsda.or.jp/)</u> 受付時間：平日 9：00～17：00（除く土日祝日、年末年始） 個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について 個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務につきましては以下の<u>とおり</u>です。 <個人情報等の主な取得元> 弊社が取得する<u>個人情報等</u>の取得元には以下のよう	<u>費税</u>) の手数料を徴収させていただきます。 お支払いいただけない場合、開示のお求めに応じられない場合がございます。ご了承ください。 ■ 個人情報の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口 個人情報の取扱いに関するお問合せ及び苦情等につきましては、<u>以下の窓口にて承ります</u>。 当社：法務・コンプライアンス部 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 <u>14 番 1 号</u> 兼松ビルディング 9 階 電話：0120-193-261（携帯電話から） 03-3561-4104 受付時間： 9：00～18：00（除く土日祝日、年末年始） ※ Eメールによる受付：privacy@pwm.co.jp 認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 日本証券業協会 個人情報相談室 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号 電話：03-6665-6784 受付時間：9：00～17：00（除く土日祝日、年末年始） ■ 個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について 個人情報等の主な取得元及び、外部委託している主な業務につきましては以下の<u>通り</u>です。 （個人情報の主な取得元） 当社が取得する<u>個人情報</u>の取得元には以下のような

(新)	(旧)
なものとあります。 (現行どおり) ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※<u>弊社</u>へのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行う場合があります。) <u>＜外部委託をしている主な業務＞</u> <u>弊社</u>は業務の一部を外部委託しております。また、<u>弊社</u>が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務は以下のようなものとあります。 ・お客様にお送りするための書面の印刷<u>若しくは</u>発送業務 ・ (現行どおり) ・ (現行どおり) ・ (現行どおり) ・ (現行どおり) ・ (現行どおり)	ものとあります。 (省略) ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報(※<u>当社</u>へのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行う場合があります。) <u>（外部委託をしている主な業務）</u> <u>当社</u>は業務の一部を外部委託しております。また、<u>当社</u>が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務は以下のようなものとあります。 ・お客様にお送りするための書面の印刷<u>もしくは</u>発送業務 ・ (省略) ・ (省略) ・ (省略) ・ (省略) ・ (省略)
お取引等に関するお問合せ・ご相談	
ご意見・苦情等に関する窓口 当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、以下の窓口にて承ります。 当社：法務・コンプライアンス部 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 <u>14-1</u> 兼松ビルディング9階 一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03-3561-4104 受付時間：<u>平日</u> 9：00～18：00（除く土日祝日、年末年始） 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC フィンマック） (現行どおり)	ご意見・苦情等に関する窓口 当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、以下の窓口にて承ります。 当社：法務・コンプライアンス部 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 <u>14 番 1 号</u> 兼松ビルディング9階 電話：0120-193-261 （携帯電話から）03-3561-4104 受付時間：9：00～18：00（除く土日祝日、年末年始） 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC フィンマック） (省略)
取引時確認等について（新）	

(新)	(旧)
本人確認について (旧)	
1. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく個人情報の提供について 米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として<u>次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある</u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税<u>執行</u>のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして<u>取り扱います</u>。 ①～② (現行どおり) ③FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を<u>除きます</u>。) 2. 実特法に基づく届出書の提出について 2015 年度税制改正 (2017 年 1 月 1 日施行) により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、<u>法人税法</u>及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法) が改正され、2017 年 1 月 1 日以降、新たに口座開設等を行うお客様には、居住地国名等を記載した届出書を提出していただきます。 詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。 3. 外国の政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引について <u>外国 PEPs</u> (外国の政府等において重要な公的地位にある方 (または過去にその地位にあった方) 及びそのご家族の方) 並びにこれらの方が実質的支配者である法人のお客様とのお取引につきましては、当社ではお取扱いいたしかねます。	1. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく個人情報の提供について 米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として<u>以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある</u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税<u>実行</u>のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして<u>取扱います</u>。 ①～② (省略) ③FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を<u>除きます</u>。) 2. 実特法に基づく届出書の提出について 2015 年度税制改正 (2017 年 1 月 1 日施行) により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、<u>法人税</u>及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法) が改正され、2017 年 1 月 1 日以降、新たに口座開設等を行うお客様には、居住地国名等を記載した届出書の提出をいただきます。 詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。 3. 外国の政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引について <u>PEPs</u> (外国の政府等において重要な公的地位にある方 (または過去にその地位にあった方) 及びそのご家族の方) 並びにこれらの方が実質的支配者である法人のお客様とのお取引につきましては、当社ではお取扱いいたしかねます。

(新)	(旧)
4. 取引時確認とは 当社は、お客様が個人の場合は、<u>氏名・住所・生年月日・取引を行う目的・職業または事業の内容等を、法人の場合は、名称・本店所在地・取引を行う目的・事業内容・実質的支配者等</u>を確認させていただきます。 なお、口座開設時に確認させていただきました後も、「他人になりすましている疑い」または「過去に偽りの申告をした疑いのある取引」など、合理的に説明がつかない疑義が生じた場合には、再度、取引時確認<u>を</u>させていただく場合がございます。	4. 取引時確認とは 当社は、お客様が個人の場合は、<u>氏名・住所及び生年月日を、法人の場合は、名称と本店などの所在地、代表者等を口座開設時及び口座開設時に確認した内容に変更がある場合に、公的証明書などで確認</u>させていただいております。 なお、口座開設時に確認させていただきました後も、「他人になりすましている疑い」または「過去に偽りの申告をした疑いのある取引」など、合理的に説明がつかない疑義が生じた場合には、再度、取引時確認<u>を</u>させていただく場合がございます。
電子交付サービス取扱約款	
第7条（本サービスの終了） 1 （現行どおり） 2 本サービスの利用を中止し郵送交付へ変更する場合は、別途「電子交付停止届兼支払指示書」をご提出いただきます。なお、変更手続に手数料 <u>550 円（税込）</u> がかかり、MRF 残高からのお支払い、または振込によるお支払いが事前に必要となります。手数料の徴収が完了しない場合、変更手続は開始されません。 口座管理料お支払い対象のお客様の場合は、直前3月期の口座管理料を免除した分といたしまして、<u>5,500 円（税込）</u> をご負担いただきます。 第11条（約款の変更） この約款は、法令<u>諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知</u>します。	第7条（本サービスの終了） 1 （省略） 2 本サービスの利用を中止し郵送交付へ変更する場合は、別途「電子交付停止届兼支払指示書」をご提出いただきます。なお、変更手続に手数料 <u>500 円（別途消費税）</u> がかかり、MRF 残高からのお支払い、または振込によるお支払いが事前に必要となります。手数料の徴収が完了しない場合、変更手続は開始されません。 口座管理料お支払い対象のお客様の場合は、直前3月期の口座管理料を免除<u>させていただいた分といたしまして、5,000 円（別途消費税）</u> をご負担いただきます。 第11条（本取扱約款の変更） この約款は、法令の変更、<u>監督官庁の指示、社会経済情勢の変動、その他本サービスを提供していくうえで当社が必要と判断した場合には、お客様に通知することなく変更されることがあります。</u>
アカウントビューサービス利用約款	
第1条（約款の趣旨）	第1条（約款の趣旨）

(新)	(旧)
この約款は、PWM 日本証券株式会社（以下「<u>当社</u>」といいます。）がお客様にインターネット経由で提供するアカウントビューサービス（以下「<u>本サービス</u>」といいます。）に関して、その取扱い等を定めたものです。	この約款は、PWM 日本証券株式会社（以下、<u>当社</u>といいます。）がお客様にインターネット経由で提供するアカウントビューサービス（以下、<u>本サービス</u>といいます。）に関して、その取扱い等を定めたものです。
第 5 条（禁止事項）	第 5 条（禁止事項）
1 （現行どおり）	1 （省略）
①ユーザ ID 及びパスワード等を第三者（担当 IFA を含む。）の利用に供すること（お客様が代理人を用いる場合において、その代理人等が権限の範囲内で利用する場合を除きます。<u>第 2 号</u>において<u>同じ</u>。）	①ユーザ ID 及びパスワード等を第三者（担当 IFA を含む）の利用に供すること（お客様が代理人を用いる場合において、その代理人等が権限の範囲内で利用する場合を除きます。<u>②</u>において<u>同じ</u>）
② （現行どおり）	② （省略）
③お客様が、本サービス又は本サービスの情報等について、その全部又は一部を問わず、営業目的・商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、アップロード、ダウンロード、送信、販売、再販売など形態の如何を問いません。以下同じ。）すること	③お客様が、本サービス又は本サービスの情報等について、その全部又は一部を問わず、営業目的・商業目的で利用（使用、再生、複製、複写、アップロード、ダウンロード、送信、販売、再販売など形態の如何を問わない。以下同じ。）すること
④ユーザ ID 及びパスワードを付与されたお客様が本サービスを通じて取得した情報等を第三者に開示すること、並びに本サービスを閲覧又は利用する目的以外に使用すること	<u>ユーザ ID 及びパスワードを付与されたお客様が本サービスを通じて取得した情報等を第三者に開示すること、並びに本サービスを閲覧又は利用する目的以外に使用すること</u>
2 （現行どおり）	2 （省略）
第 8 条（<u>約款の変更</u>）	第 8 条（<u>利用約款の範囲・変更</u>）
この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	この<u>利用約款</u>（以下「<u>本約款</u>」といいます。）は、本サービスのすべてのお客様に適用されるものとし、お客様は、本約款を誠実に遵守するものとします。 <u>当社が別途本サービスにおいて掲示又はその他の方法により規定する個別規程は、本約款の一部を構成するものとします。</u> <u>本約款は、必要に応じて変更されることがあります。</u> <u>本約款の変更は、当社が、変更後の約款をアカウントビュー上に掲示した時に有効となります。</u>

(新)	(旧)
第9条（免責事項） 1 本サービス（アカウントビュー上に含まれるリンクを通じて移動可能なサイト及びアカウントビュー上に記載されたドメイン名により表示されるサイトを含む。）のご利用は、本サービスを利用されるお客様の責任において行なっていただくものとし、当社及び証券投資情報の発信元は、次に掲げる事項により生ずるお客様の損害については、その責を<u>負</u>わないものとします。 ① （現行どおり） ② <u>当社の責めに帰すべき事由によらず</u>、お客様のユーザID、パスワード及び取引情報等が漏洩し、盗用されたことによる損害 ③～⑦ （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 アカウントビュー上で表示する評価額は、投信委託会社が提供し、当社が入手できる限りの最新の基準価額に基づいて算出しておりますが、財産評価の目安としていただくために表示しているものであり、売却時のお受取金額とは異なります。 また、本サービスで表示される数値（基準価額、評価額、取得価額等）は、税務申告等にはご使用いただくことはできません。	第9条（免責事項） 1 本サービス（アカウントビュー上に含まれるリンクを通じて移動可能なサイト及びアカウントビュー上に記載されたドメイン名により表示されるサイトを含む。）のご利用は、本サービスを利用されるお客様の責任において行なっていただくものとし、当社及び証券投資情報の発信元は、次に掲げる事項により生ずるお客様の損害については、その責は<u>負</u>わないものとします。 ① （省略） ② <u>事由の如何にかかわらず</u>、当社の瑕疵によらず、お客様のユーザID、パスワード及び取引情報等が漏洩し、盗用されたことによる損害 ③～⑦ （省略） 2 （省略） 3 アカウントビュー上で表示する評価額は、投信委託会社が提供し、当社が入手できる限りの最新の基準価額に基づいて算出しておりますが、財産評価の目安としていただくために表示しているものであり、売却時のお受取金額とは異なります。 また、本サービスで表示される数値（基準価額、評価額、取得価格等）は、税務申告等にはご使用いただくことはできません。
総合取引約款	
第5条の2（当社への届出事項） 1 （現行どおり） 2 お客様が、法律により株券、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「<u>在留カード</u>」、「<u>特別永住者証明書</u>」等の書類をご提出願うことがあります。 第55条（公示催告の調査等の免除）	第5条の2（当社への届出事項） 1 （省略） 2 お客様が、法律により株券、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「<u>外国人登録証明書</u>」等の書類をご提出願うことがあります。 第55条（公示催告の調査等の免除）

(新)	(旧)
当社は、お預りしている有価証券にかかる公示催告の申立て、<u>除権決定</u>の確定等についての調査及び通知はいたしません。 第 59 条（解約に伴う返還手続き） （現行どおり） 1～4 （現行どおり） 5 <u>第 1 項</u>から第 4 項までに拘らず、当社は、国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等の遵守のために必要であると合理的に判断する場合には、第 57 条の 2 に定める取引の制限等に準じた措置をとることができるものとします。 6 （現行どおり） 第 62 条（約款の<u>変更</u>） （現行どおり）	当社は、お預りしている有価証券にかかる公示催告の申立て、<u>除権判決</u>の確定等についての調査及び通知はいたしません。 第 59 条（解約に伴う返還手続き） （省略） 1～4 （省略） 5 <u>上記第 1 項</u>から第 4 項までに拘らず、当社は、国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、又は経済制裁関係法令等の遵守のために必要であると合理的に判断する場合には、第 57 条の 2 に定める取引の制限等に準じた措置をとることができるものとします。 6 （省略） 第 62 条（<u>本約款の改定</u>） （省略）
外国証券取引口座約款	
第 32 条（約款の変更） この約款は、<u>法令諸規則</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	第 32 条（約款の変更） この約款は、<u>法令</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
MRF 累積投資約款	
第 11 条（その他） 1～2 （現行どおり） 3 この<u>約款</u>は、<u>法令諸規則</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 4 当社は、お客様から特段のお申出がない限り、	第 11 条（その他） 1～2 （省略） 3 この<u>契約</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他、その<u>必要</u>を生じた時は、改定されることがあります。 4 当社は、お客様から特段のお申出がない限り、

(新)	(旧)
お客様がこの契約に基づき取引される MRF の目論見書の交付を受けないことに同意したとみなし、以後当該目論見書の交付を省略します。	お客様がこの契約の当該取引銘柄の目論見書の交付を受けないことに同意したと見做し、以後当該目論見書の交付を省略します。
追加型投資信託累積投資約款	
第 11 条（その他） 1～2 （現行どおり） 3 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	第 11 条（その他） 1～2 （省略） 3 この契約は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、変更されることがあります。
アセット・アクセル取扱約款	
第 13 条（その他） 1～2 （現行どおり） 3 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 4 （現行どおり） 5 当社は、お客様から特段の申出がない限り、お客様がこの契約に基づいて保有中の投資信託に係る目論見書の交付を受けないことに同意したとみなし、当該目論見書の交付を省略します。	第 13 条（その他） 1～2 （省略） 3 本約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときは変更されることがあります。 4 （省略） 5 当社は、お客様から特段の申出がない限り、お客様がこの契約において所有中の当該取引銘柄の目論見書の交付を受けないことに同意したと見做し、当該目論見書の交付を省略します。
投資信託受益権振替決済口座管理約款	
第 21 条（約款の変更） この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するま	第 21 条（この約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまで

(新)	(旧)
で店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	に店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	
第4条（所得金額等の計算） 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。 第7条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知） 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第8条（特定口座内保管上場株式等の移管） 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。 第9条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ） 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第5号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び同条第15項から第17項までに定めるところにより行います。 第11条（契約の解除）	第4条（所得金額等の計算） 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（2002年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。 第7条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知） 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第8条（特定口座内保管上場株式等の移管） 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の第10項及び第11項の定めるところにより行います。 第9条（相続又は遺贈による特定口座への受入れ） 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第5号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。 第11条（契約の解除）

(新)	(旧)
(現行どおり) ①お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき ② (現行どおり) ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ④ (現行どおり) 第15条 (約款の変更) この約款は、<u>法令諸規則</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	(省略) ①お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき ② (省略) ③ (新設) ③総合取引約款第58条の解約事由に該当したとき 第15条 (約款の変更) この約款は、<u>法令</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	
第8条 (約款の変更) この約款は、<u>法令諸規則</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	第8条 (約款の変更) この約款は、<u>法令</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 (新) 非課税上場株式等管理に関する約款 (旧)	
第2条(非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10	第2条 (非課税口座開設届出書の提出) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6

(新)	(旧)
項及び第 19 項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは<u>特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間で<u>当社が定める期間</u>に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが<u>行なわれていた</u>場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。	項及び第 24 項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当社に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、)、「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を提出するとともに当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが<u>行われていた</u>場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。 なお、当社では、別途税務署より交付を受けた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社にて保管い

(新)	(旧)
2 <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u> 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①1月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に受けた場合 <u>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき</u> ②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 <u>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</u> 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してくだ	たします。 2 <u>「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」又は「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</u> 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 <u>非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</u> ②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 <u>非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</u> 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変

(新)	(旧)
さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、<u>設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</u> 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 7 (削除) <u>第 2 条の 2 (非課税口座の開設について)</u> <u>当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に累積投資勘定又は特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。ただし、当社がお客様から「非課税口座開設届出書 (簡易開設)」の提出を受けた場合には、上述の注文等についての制限を行いません。</u> <u>第 2 条の 3 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</u>	更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 7 2017 年 10 月 1 日時点で当社に開設した非課税口座に (2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して、「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。 (新設) (新設)

(新)	(旧)
<u>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u> 第 3 条(非課税管理勘定の設定) 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する<u>上場株式等</u>をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において<u>設けられ</u>、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	第 3 条(非課税管理勘定の設定) 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する<u>株式等</u>をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において<u>設けられ</u>「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(新)	(旧)
内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 <u>第 3 条の 4（特定非課税管理勘定の設定）</u> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 3 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 <u>第 4 条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</u> 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 <u>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</u> <u>3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</u> 第 5 条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (現行どおり)	(新設) 第 4 条(非課税管理勘定における処理) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 (新設) (新設) 第 5 条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (省略)

(新)	(旧)
① (現行どおり) イ (現行どおり) ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された<u>未成年者口座</u>（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた<u>未成年者非課税管理勘定</u>（同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に<u>移管</u>がされる上場株式等 ③ (現行どおり) <u>第 5 条の 2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</u> <u>当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等</u> <u>（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの</u> <u>（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限</u>	① (省略) イ (省略) ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 号各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に<u>移管</u>される上場株式等 ③ (省略) <u>(新設)</u>

(新)	(旧)
ります。)のみを受け入れます。 ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等 ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。 ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から120万円を控除した金額が0を超えると	(新設)

(新)	(旧)
きは、当該超える部分の金額を控除した金額)を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(「当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限りま す。」)のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第 3 条の 3 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 102 万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま す。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に	(新設)

(新)	(旧)
係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 4 号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第 25 条の 13 第 29 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項により読み替えて準用する同条第 29 項各号（同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年が経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日）に移管がされる上場株式等 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① ②以外のお客様 第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前 6 カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの	

(新)	(旧)
ロ その上場株式等が上場されている金融商品取引 法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定め る規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃 止することが決定された銘柄又は上場を廃止するお それがある銘柄として指定されているもの ハ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、 投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受 益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型 投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委 託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地 位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託 法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税 法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引 に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除き ます。）として運用を行うこととされていることその 他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項 が定められているもの ② お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 25 項第 4 号ロに規定する特定個人（次に掲げるい ずれかの要件を満たすお客様をいいます。）に該当す る場合に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入 選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出 書の提出をされた後に、当社に対して「特定累積投資 上場株式等受入選択申出書」を提出されたお客様を 除きます。） 第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投 資口及び①ロに掲げる上場株式等に該当するものを 除きます。）以外のもの ③ 第 1 項第 1 号ロ又は第 2 号の移管により受入れ をしようとする上場株式等のうち、同条第 2 項第 1 号ロ及びハに掲げる上場株式等に該当するもの 第 6 条(譲渡の方法)	第 6 条（譲渡の方法）

(新)	(旧)
非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して<u>する方法</u>、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	(新設)
3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	(新設)
第 7 条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する	第 7 条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する

(新)	(旧)
通知) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 2 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保</u>	通知) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>(新設)</u>

(新)	(旧)
管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	(新設)

(新)	(旧)
4 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条の 3 第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第 8 条(非課税管理勘定終了時の取扱い) 1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2 (現行どおり) ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第 5 条第 1 項第 2 号	(新設) 第 8 条(非課税管理勘定終了時の取扱い) 1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2 (省略) ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第 5 条第 2 号の移管

(新)	(旧)
の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 <u>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管</u> ② (現行どおり) ③ <u>前各号に掲げる場合以外の場合</u> <u>特定口座への移管</u> <u>第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)</u> <u>本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</u> <u>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u> ① <u>お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u> ② <u>前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u> <u>第8条の3(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</u> <u>本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)</u> <u>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u>	を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 <u>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u> ② (省略) ③ <u>前項の各号に掲げる場合以外の場合</u> <u>特定口座への移管</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

(新)	(旧)
① <u>お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</u> ② <u>お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u> ③ <u>前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u> <u>第8条の4(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</u> <u>本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)</u> <u>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u> ① <u>お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u> ② <u>前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u> <u>第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</u>	(新設) (新設)

(新)	(旧)
当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様	

(新)	(旧)
から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 <u>第 10 条(非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定（特定非課税管理勘定）の変更手続き）</u> お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。 3 2024 年 1 月 1 日以後、お客様が当社に開設した非課税口座(当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 <u>第 11 条</u> (現行どおり) <u>第 12 条 (契約の解除)</u> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合	(新設) <u>第 9 条</u> (省略) <u>第 10 条 (契約の解除)</u> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に</u>

(新)	(旧)
租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ （現行どおり） ⑤ 総合取引約款第 58 条の解約事由に該当し、証券総合口座の全部が解約された場合 当該解約日 第 13 条 （現行どおり） 第 14 条（約款の変更） この約款は、<u>法令諸規則</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ （省略） <u>（新設）</u> 第 11 条 （省略） 第 12 条（約款の変更） この約款は、<u>法令</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	
第 1 条（約款の趣旨） 1 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、PWM日本証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2～3 （現行どおり） 第 2 条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受	第 1 条（約款の趣旨） 1 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 1 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、PWM日本証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2～3 （省略） 第 2 条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受

(新)	(旧)
けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。	けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限

(新)	(旧)
3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日又は 2024 年 1 月 1 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年 1 月 1 日において 19 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が 1 月 1 日において 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	ります。）を提出することはできません。 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年 1 月 1 日において 19 歳である年の 9 月 30 日までに提出がされたものに限り、お客様が 1 月 1 日において 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(新)	(旧)
第 3 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日</u>）において設けられます。 3 （現行どおり） 第 5 条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 1 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した<u>同項</u>に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。	第 3 条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げるものをいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（<u>設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日</u>）において設けられます。 3 （省略） 第 5 条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 1 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文又は<u>同法第 29 条の 3 第 1 項本文</u>の規定の適用を受けて取得した<u>同法第 29 条の 2 第 1 項</u>に規定する特定新株予約権等又は<u>同法第 29 条の 3 第 1 項</u>に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）

(新)	(旧)
①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの イ （現行どおり） ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する<u>同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u> ③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</u> 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。	のみを受け入れます。 ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>）の合計額が80万円を超えないもの イ （省略） ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」を提出して移管がされる上場株式等 ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する<u>同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</u> （新設） 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

(新)	(旧)
① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等 第6条（譲渡の方法） 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡につ	① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等 (新設) 第6条（譲渡の方法） 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡につい

(新)	(旧)
いて、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 第7条（課税未成年者口座等への移管） <u>1 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</u> ① <u>非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）</u> 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う<u>未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</u> ロ （現行どおり） ② （現行どおり） <u>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に</u> <u>応じ、当該各号に定めるところにより行うことと</u> <u>します。</u> ① <u>お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める日までに提出した場合又は当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限りません。）を開設していない場合 一般口座への移管</u> ② <u>前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特</u>	て、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 第7条（課税未成年者口座等への移管） 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① <u>非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く）</u> 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う<u>未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</u> ロ （省略） ② （省略） <u>（新設）</u>

(新)	(旧)
定口座に限ります。)への移管 第8条 (現行どおり) ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第<u>8</u>項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り、)又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡 ロ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり) 第10条(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知) 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。))への移管に係るものに限り、)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与を	第8条 (省略) ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第<u>6</u>項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り、)又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、<u>第2号、第5号及び第6号</u>に規定する事由による譲渡 ロ～ホ (省略) ③ (省略) 第10条(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知) 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。<u>以下同じ。</u>)以外の口座(同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。))への移

(新)	(旧)
した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。	管に係るものに限りま。す。)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。
第 11 条 (出国時の取扱い) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出を</u>してください。 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管</u>いたします。 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に<u>未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは</u>行いません。	第 11 条 (出国時の取扱い) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出</u>してください。 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管</u>いたします。 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に<u>帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは</u>行いません。
第 12 条 (課税未成年者口座の設定) 課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座	第 12 条 (課税未成年者口座の設定) 課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座<u>で</u>この約款に基づく取引以外の取引に関する

(新)	(旧)
が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。 第 14 条（譲渡の方法） 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 第 16 条 （現行どおり） ①～② （現行どおり） イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡 ロ～ホ （現行どおり） ③ （現行どおり） 第 18 条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合） 1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。	事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。 第 14 条（譲渡の方法） 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 第 16 条 （省略） ①～② （省略） イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する事由による譲渡 ロ～ホ （省略） ③ （省略） 第 18 条（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合） 1 お客様の基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限り）を廃止いたします。以下この条において同じ。）を廃止いたします。

(新)	(旧)
2 前項の場合において、廃止される<u>特定口座</u>に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該<u>特定口座</u>が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該<u>特定口座</u>以外の特定口座に移管します。	2 前項の場合において、廃止される<u>課税未成年者口座</u>に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該<u>課税未成年者口座</u>が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該<u>課税未成年者口座</u>以外の特定口座に移管します。
第 19 条（出国時の取扱い） お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 14 条及び第 18 条を除く）の適用があるものとして<u>取り扱います</u>。	第 19 条（出国時の取扱い） お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 14 条及び第 18 条を除く）の適用があるものとして<u>取扱います</u>。
第 21 条 （現行どおり） 2 お客様が前項により<u>届け出た</u>代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。	第 21 条 （省略） 2 お客様が前項により<u>届出た</u>代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
3 （現行どおり） 4 お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する<u>所定の書類を提出していただく必要があります</u>。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。	3 （省略） （新設）
5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	（新設）
第 24 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） 1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場	第 24 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） 1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場

(新)	(旧)
株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、<u>当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</u>	株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。) 当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
2 (現行どおり)	2 (省略)
第 26 条 (非課税口座のみなし開設)	第 26 条 (非課税口座のみなし開設)
1 2017 年から <u>2028 年</u>までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (<u>出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。</u>) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。	1 2017 年から <u>2023 年</u>までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (<u>出国中である場合を除きます。</u>) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。
2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) <u>又は特定非課税累積投資契約 (同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)</u> が締結されたものとみなします。	2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間 (<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。</u>) の記載がある非課税適用確認書 (同号に規定する非課税適用確認書をいいます。) が添付された非課税口座開設届出書 (同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。) が締結されたものとみなします。
第 27 条 (現行どおり)	第 27 条 (省略)

(新)	(旧)
①～② (現行どおり) ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>30</u> 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項</u>で準用する<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑦ <u>総合取引約款第 58 条の解約事由に該当し、証券総合口座の全部が解約された場合 当該解約日</u> 第 29 条(約款の変更) この約款は、<u>法令諸規則</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	①～② (省略) ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が<u>基準年の 1 月 1 日以後に</u>出国により居住者又は<u>国内に</u>恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) <u>(新設)</u> ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 <u>(新設)</u> 第 29 条(約款の変更) この約款は、<u>法令</u>の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上